

# ミニボートの海難が増加

令和元年 5 月  
長崎海上保安部

長崎海上保安部管内では、本年 5 月 1 日から 7 日までの間に小型船舶の海難事故が 5 隻、その内ミニボートによる転覆海難が 2 隻発生し 1 名の方が亡くなっております。

このような悲しい事故が発生しないように、ミニボートの事故防止対策について考察したいと思います。

## 【事件事例 1】＜ミニボートからの海中転落＞（乗員 1 名死亡）

事故者は、GW期間中の 5 月 6 日一人でミニボートに乗船のうえ魚釣りをしていたところ何らかの原因で海中転落し、その後溺水により死亡したものの。（推定）

本件は、沿岸部で無人のまま漂流しているミニボートを付近航行漁船が発見し、船内に釣り道具や釣果と思料される魚が取り残されていた状況から、同船の乗船者が海中転落して無人漂流している可能性があり巡視艇による捜索を実施していたところ、付近で漂流している事故者を見出し救急車で病院に搬送するも死亡が確認されたもの。**原因：調査中**

（転覆したミニボート） ↓

## 【事件事例 2】＜ミニボートの転覆＞

事故者 2 名は、5 月 7 日午前 7 時頃、多比良外郷所在の入江から船外機付きミニボートに乗船のうえ松島北西の釣場向け出港し、午前 8 時頃から釣りを開始した。12 時頃、波が高くなってきたことから釣りを止めて航行を開始したところ、海上荒天により航行が困難な状態となり、また 13 時過ぎには、船外機の燃料が切れた為、携行缶により船外機へ燃料の補充をしていたところ高波を受け転覆したものの。事故者 2 名は、海中に放り出されたが、船底に這い上がり知人に携帯電話で救助を要請し、救助要請を受けた知人が、

地元漁協に救助を要請し、その後、同漁協を通じて長崎海上保安部へ救助通報が入ったもの。

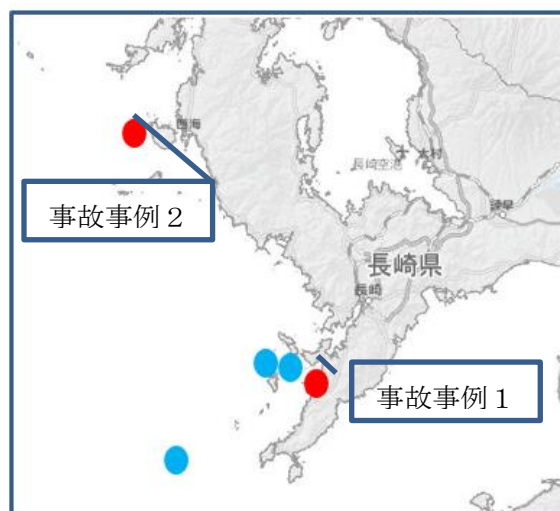
一報を受けた漁協が手配した漁船（長崎県水難救済会所属）が 2 名を救助し、その後 2 名は病院に搬送された。

幸い人命に異常はなかった。**原因：調査中**



（七管内での海難発生位置図/ 4/27～5/6）

（長崎管内での船舶海難発生位置図/ 4/27～5/7）



● ミニボート ● プレジャーボート ● 漁船 ● その他

## 上記事故事例2からミニボートの事故防止対策を考察していきましょう！

### なぜ海難事故は起こったのか？

#### ○無理な運航をしていた！

ミニボートは、遠くまでいくこと、波の高い水面を走ること、大人数が乗ることは前提としていません。ミニボートが安全に航行できる範囲を超えて遊漁していたと考えられます。

#### ○気象・海象の把握が出来ていなかった！

事前に気象・海象をチェックしておけば、釣りを中止するか、時化する前に帰港できたと考えられます。

#### ○船外機の残燃料の把握が出来ていなかった。

出港前に搭載燃料で走れる距離等を把握しておけば、帰港中に航行不能にはならなかった。若しくは早めに予備燃料の補充ができた。



### なぜ無事に救助されたのか？

#### ○防水パックに携帯電話を入れていた！

ミニボートに乗船していた2名の内1名が、防水パックに携帯電話を入れていたことから、転覆した後も携帯電話が使用可能で、知人に救助を求めることができた。

#### ○携帯電話が繋がる圏内で釣りをしていた！

事故事例2では、携帯電話圏内で遊漁していたことから転覆後に救助を要請することができた。

※GPS機能をONにし直接118番すると通報者の位置が、海上保安庁で把握することができるので、早い救助に繋がります。

今回、直接「118番」通報していれば、もっと早めの救助活動が展開できた筈です。



#### ○ライフジャケットを着用していた！

事故者2名は、ライフジャケットを着用していた。

海上保安庁では、「大切な命は自分で守る！」ための3つの基本を掲げております。

#### 「自己救命策確保3つの基本」

##### ① ライフジャケットの常時着用

海中転落した場合、まず海に浮いていることが大切です。

ライフジャケットは、あなたの命を守る命綱、必ず着用しておきましょう。

##### ② 携帯電話等の連絡手段の確保

海中転落時に備え防水パックに携帯電話を入れて、連絡手段を確保しておきましょう。

##### ③ 海のもしものは118番！

海上保安庁への緊急電話番号です。通報する際は、GPSを入れて（ON）通報すれば、通報者の位置が把握できますので、早い救助につながります。